

## 摂津市商工業活性化補助金交付要綱

平成17年5月15日

(目的)

第1条 この要綱は、市内商工業団体（以下「団体」という。）に対し摂津市商工業活性化補助金（以下「市補助金」という。）を交付することにより、市内における商工業の活性化を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 摂津市商工会及びその加盟団体
- (2) 商店街振興組合及び事業協同組合
- (3) 商店連合会及びその加盟団体
- (4) その他市長が必要と認める団体

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 市補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び市補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、市補助金以外から補助金交付等を受ける場合は、当該補助金の額を対象経費から控除するものとする。

- 2 同一団体への同一内容に対する交付は、原則として3年間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には延長することができる。
- 3 別表の街路灯維持管理事業については、前項を適用しない。

(交付申請)

第4条 市補助金の交付を受けようとする団体は、摂津市商工業活性化補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、補助対象事業の開始前に市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市補助金と同様の目的で国等が交付する補助金（以下「他補助金」）を受けた団体が、当該補助対象事業について市補助金の交付を受けようとする場合、他補助金の交付を受けた日から起算して6か月以内に摂津市商工業活性化補助金交付申請書（様式第1号の2）に必要書類を添付して、同項の申請をすることができる。
- 3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 支出が確認できる領収書等の写し
  - (2) 補助対象事業の実施を証する書類又は写真
  - (3) 他補助金の交付決定通知書の写し
  - (4) 他補助金の振込が確認できる通帳の写し
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

第4条の2 前条にかかわらず、別表の街路灯維持管理事業については、同一年度中に支払のあった対象経費について、半期毎に、摂津市商工業活性化補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、申請をすることができる。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）支出が確認できる領収書もしくは通帳の写し

（2）前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（申請内容の変更等）

第5条 市補助金交付の申請をした団体は、その内容に変更が生じたときは、速やかに摂津市商工業活性化補助金申請事項変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市補助金交付の申請をした団体は、その申請を取り下げようとするときは、摂津市商工業活性化補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、市補助金の交付の可否を決定し、摂津市商工業活性化補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

2 市補助金の交付額の算定にあたって、別表の街路灯維持管理事業を除き 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（実績報告）

第7条 市補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業の完了後2か月以内又は、市補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した摂津市商工業活性化補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）支出が確認できる領収書等の写し

（2）補助対象事業の実施を証する書類又は写真

（3）前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

3 第4条第2項及び第4条の2第1項の規定により申請があった場合は、前2項を適用しない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、審査により、その報告に係る補助対象事業の成果が市補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合するものと認めたときは、交付すべき市補助金の額を確定し、摂津市商工業活性化補助金確定通知書（様式第6号）により当該報告をした者に通知するものとする。

(請求)

第9条 前条の規定による通知(街路灯維持管理事業及び第4条第2項の規定により申請した団体にあつては第6条1項の規定による交付する旨の通知)を受けた団体は、速やかに摂津市商工業活性化補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第10条 市補助金の交付を受けた団体は、その経理を明確にし、関係帳簿及び証拠書類を整理するものとし、当該帳簿及び証拠書類を市補助金の交付を受けた年度の翌年から起算して、5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、市補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正により市補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付を受けた市補助金を不正に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱及びこれに基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により市補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に市補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月15日から施行する。

(摂津市商業団体振興事業補助金交付要綱の廃止)

2 摂津市商業団体振興事業補助金交付要綱(平成6年摂津市訓令第13号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の摂津市商工業活性化補助金交付要綱の第 3 条第 2 項の規程は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した補助金の交付申請について適用し、施行日前に受理した補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。